

2023年1月19日

各 位

会 社 名 株式会社ダイオーズ
代表者名 代表取締役社長 大久保 洋
(コード：4653、東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣 賢一
(TEL : 03-5220-1122)
(E-mail : k.inagaki@daiohs.co.jp)

過年度の有価証券報告書に係る監査報告書の限定付適正意見及び過年度の
四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の限定付結論に関するお知らせ

当社は、第50期（2018年3月期）から第55期（2023年3月期）第2四半期までの訂正後の連結財務諸表において、限定付適正意見の監査報告書及び限定付結論の四半期レビュー報告書を本日受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査を実施した監査法人の名称

三優監査法人

2. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の内容

(1) 第50期（2018年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第50期（2018年3月期）の訂正後の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付適正意見の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daiohs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び帳簿価額（以下「有形固定資産残高」という）を算出し、各連結会計年度における連結財務諸表を訂正している。しかし、米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当連結会計年度末及び当連結会計年度の期首の有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができていな

い。これにより当監査法人は、当連結会計年度末及び当連結会計年度の期首の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産残高について裏付けとなる十分な記録及び資料を会社から入手することができなかった。このため、当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 5,832,934 千円（うち米国子会社 4,020,199 千円）及び当連結会計年度の期首における有形固定資産の帳簿価額 5,272,337 千円（うち米国子会社 3,702,238 千円）について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。

この影響は、有形固定資産残高及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(2) 第 51 期（2019 年 3 月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 51 期（2019 年 3 月期）の訂正後の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付適正意見の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び帳簿価額（以下「有形固定資産残高」という）を算出し、各連結会計年度における連結財務諸表を訂正している。しかし、米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかったため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当連結会計年度末においても解消していないため、当監査法人は

当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 7,150,196 千円（うち米国子会社 4,940,468 千円）及び前連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 5,832,934 千円（うち米国子会社 4,020,199 千円）について、正確性を十分に検証することができておらず、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。

この影響は、有形固定資産残高及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(3) 第 52 期（2020 年 3 月期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 52 期（2020 年 3 月期）第 3 四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかったため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第3四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(4) 第52期（2020年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第52期（2020年3月期）の訂正後の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付適正意見の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U.S.A., Inc.（以下「米国子会社」という）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び帳簿価額（以下「有形固定資産残高」という）を算出し、各連結会計年度における連結財務諸表を訂正している。しかし、米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかつたことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当連結会計年度末においても解消していないため、当監査法人は当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 8,856,394 千円（うち米国子

会社 5,619,558 千円) 及び前連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 7,150,196 千円 (うち米国子会社 4,940,468 千円) について、正確性を十分に検証することができておらず、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。

この影響は、有形固定資産残高及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(5) 第 53 期 (2021 年 3 月期) 第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 53 期 (2021 年 3 月期) 第 1 四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下 (原文抜粋) のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報 (有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について) に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U. S. A., Inc. (以下「米国子会社」という。) の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかったため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第 1 四半期連結会計期間末においても解消していないため、当

監査法人は当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(6) 第53期（2021年3月期）第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

第53期（2021年3月期）第2四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかったため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第2四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(7) 第53期（2021年3月期）第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第53期（2021年3月期）第3四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高

の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第3四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(8) 第53期（2021年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第53期（2021年3月期）の訂正後の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付適正意見の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び帳簿価額（以下「有形固定資産残高」という）を算出し、各連結会計年度における連結財務諸表を訂正している。しかし、米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかつたことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前

連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当連結会計年度末においても解消していないため、当監査法人は当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 7,344,215 千円（うち米国子会社 3,635,408 千円）及び前連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 8,856,394 千円（うち米国子会社 5,619,558 千円）について、正確性を十分に検証することができておらず、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。

この影響は、有形固定資産残高、減価償却費及び減損損失等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(9) 第 54 期（2022 年 3 月期）第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 54 期（2022 年 3 月期）第 1 四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daiohs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高

の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第1四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(10) 第54期（2022年3月期）第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第54期（2022年3月期）第2四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daiohs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の

有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第2四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(11) 第54期（2022年3月期）第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第54期（2022年3月期）第3四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihohs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係

る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度末における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第3四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第3四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(12) 第54期（2022年3月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第54期（2022年3月期）の訂正後の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付適正意見の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihohs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び帳簿価額（以下「有形固定資産残高」という）を算出し、各連結会計年度における連結財務諸表

を訂正している。しかし、米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当連結会計年度末においても解消していないため、当監査法人は当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 6,407,865 千円（うち米国子会社 2,429,974 千円）及び前連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額 7,344,215 千円（うち米国子会社 3,635,408 千円）について、正確性を十分に検証することができておらず、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明することとした。

この影響は、有形固定資産残高、減価償却費及び減損損失等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(13) 第 55 期（2023 年 3 月期）第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daiohs U. S. A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の

連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第1四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。そのため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(14) 第55期（2023年3月期）第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第55期（2023年3月期）第2四半期の訂正後の四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の限定付結論の根拠は以下（原文抜粋）のとおりです。

限定付結論の根拠

追加情報（有形固定資産残高と減損評価結果に対する疑義の発生について）に記載のとおり、連結子会社 Daihōs U.S.A., Inc.（以下「米国子会社」という。）の決算財務報告プロセスの有形固定資産管理に不備があり、内部統制が有効に機能していないことが判明した。そこで、米国子会社は、有形固定資産の購入及び移設の記録を基に、有形固定資産の帳簿価額を算出し、各連結会計年度の連結財務諸表、各連結会計年度の各四半期連結会計期間及び各四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表を訂正している。

米国子会社では、過去に遡って固定資産管理システムと会計システムとの間の有形固定資産残高を突合して修正を行っていく作業及び有形固定資産の実査が終

了しなかったことから、当監査法人は前連結会計年度における有形固定資産残高の正確性を十分に検証することができなかつたため、前連結会計年度の訂正後の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。

当該事項は、当第2四半期連結会計期間末においても解消していないため、当監査法人は当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の有形固定資産の帳簿価額の正確性の十分な検証ができておらず、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。そのため、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る訂正後の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

この影響は、有形固定資産の帳簿価額及び減価償却費等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

3. 監査報告書及び四半期レビュー報告書の受領日

2023年1月19日

4. 今後の対応

当社といたしましては、限定付結論に至った事由を重く受け止め、米国子会社でのシステム変更や証憑保管の徹底などの関連業務の改善、ならびに、財務報告の重要性を再度認識させるなどの内部統制の強化を並行して進めてまいります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを改めて深くお詫び申し上げます。

以 上